

## 簡易事業譲受公告

平成 28 年 8 月 19 日

株主各位

長野県東筑摩郡山形村字下本郷 4082 番地 3

サンリン株式会社

代表取締役社長 柳澤 勝久

当社は、平成 28 年 9 月 30 日を効力発生日として、サンリン松本エネルギー株式会社（住所 長野県東筑摩郡山形村字下本郷 4082 番地 3）の事業の全部を譲り受けることを決議いたしましたので、公告いたします。

この事業譲受けは、会社法第 468 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに行うものであります。

会社法第 468 条第 3 項の規定に基づき、この事業譲受けに反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に、書面によりその旨をお申し出ください。

以上